

平成30（2018）年度岐阜大学短期留学（派遣）奨学金 募集要項

1 趣 旨

この奨学金は、岐阜大学と学術交流協定を締結している外国の大学に、本学学則第47条又は大学院学則第38条の規定に基づき留学する学生（外国人留学生を除く。）に対して奨学金を支給することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 応募対象者

平成30年4月から平成31年3月までの1年間に、「岐阜大学短期留学生（派遣）奨学金制度」に基づき、本学の学術交流協定大学へ交換留学生として短期留学を希望する者。

3 応募資格

奨学金を受給することのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で、人格等が優れている者（前年度のGPAが1.5以上であること。）。
- (2) 希望する留学先の大学が必要とする成績及び教育を受けるのに十分な外国語の能力を有する者（学内申請の時点で、協定大学の定める TOEFL-iBT 最低スコアの85%を取得していること。または、協定大学の定める IELTS 最低スコアから1.0を引いた点数以上を取得していること。）。
- (3) 帰国後も引き続き本学において学業を継続する意志を有する者。
- (4) 他の機関から留学のための奨学金を受給していない者。

4 奨学金の支給額

奨学金として、次の奨学金月額を支給する。

- (1) 国立大学法人岐阜大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）に定める外国旅行の地域区分のうち、指定都市、甲地方及び乙地方に所在する大学に留学する者 月額5万円。
- (2) 旅費規程に定める外国旅行の地域区分のうち、丙地域に所在する大学に留学する者 月額4万円。
- (3) 奨学金の支給期間は、1年以内とする。

5 奨学生の人数

毎年度において新たに採用する奨学生の人数は、5名以内とする。

6 奨学生の決定

学長は、岐阜大学グローバル推進本部の議を経て奨学生候補者を選考し、奨学生候補者が留学先の大学の入学許可及び当該国の入国査証を取得したときに、その者を奨学生として決定する。

7 奨学金の支給の取消し

奨学生が次のいずれかに該当するときには、支給期間中であっても奨学金の支給を打ち切るものとする。

- (1) 成業の見込みがないと判断されたとき。
- (2) 3の資格を欠くこととなったとき。
- (3) 留学生たるにふさわしくない非行のあったとき。

8 奨学金の原資

奨学金は、岐阜大学基金特定事業「国際交流促進のための奨学寄附金」から支出するものとする。

9 その他

奨学生と決定された者は、「留学報告書」（指定様式あり、1、500字程度、写真等添付）を、毎月留学支援係へ提出すること。また、留学を終了し帰国後は速やかに「学習成果報告書」を学長宛に提出すること。